47	KK	H	
部	辛	<i>7</i>	

令和2年9月10日

知事政策局・総務部

件名	事務事業総点検の実施について(協議)
経	○ 新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、これまでの社会経済情勢を前提に実施してきた事業に効果が見込めなくなったものが生ずるとともに、今後、コロナ後を見据えた対応など新たな行政需要が見込まれる。 ○ また、経済活動の停滞により、今後、一層厳しい財政状況が見込ま
緯	れる。 時代の変化に対応した質の高い行政サービスの提供に向け、県が有する限られた財源・人的資源を有効活用し、持続可能な行政運営を図るため、全庁を挙げて事務事業の見直しに取り組む。
	○ 次により、事務事業総点検を実施する。1 一次点検
	(1) 実施内容 各部局による自主点検 (2) 対象事業 予算を伴う全ての事務事業。ただし、公共事 業、人件費等を除く。 ※警察本部、県議会事務局、企業局を除く。
内	2 二次点検
	(1)実施内容 事務事業総点検推進委員会による点検 ※事務事業総点検推進委員会 :副知事、知事政策局長、総務部長により構成
	(2)対象事業 ① 一次点検の結果、二次点検が必要な事務事 業
容	② 県単独事業で予算額500万円以上のも ののうち別途指定する事務事業
	3 点検結果の反映及び公表
	点検の結果、事業の廃止など方向性が決まるものについては令 和3年度予算に反映。また、全体の状況を取りまとめて、年度末

に総括表として公表。